

平成17年6月29日
消 防 庁

東南海・南海地震に係る地震防災対策計画の作成状況調査

1 調査概要

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第7条に規定する対策計画及び第8条に規定する東南海・南海地震防災規程（以下併せて「対策計画」という。）の作成状況について、前回調査（平成16年6月16日現在）に引き続き、該当都府県から関係機関への聴取を含め平成17年4月1日現在で把握している数を、都府県別及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第3条に定める対策計画書を作成すべき施設又は事業別に調査しました。

2 調査結果

(1) 計画作成状況（前回調査結果との比較）

作成対象施設総数は22,484件で、前回より458件減少しました。届出総数は18,149件で前回より4,986件の増加となり、届出率は前回より23.3ポイント増加しています。（別表1参照）

作成対象総数・届出総数・届出率の比較

調査時点	作成対象施設総数(件)	届出総数(件)	届出率(%)
(今回) 平成17年4月1日	22,484	18,149	80.7
(前回) 平成16年6月16日	22,942	13,163	57.4
増減	-458	4,986	23.3

(2) 各都府県別作成状況（別表2参照）

(3) 消防関係の計画・規程の作成状況

消防関係計画・規程数	16,879件	[21,138件]	・・・79.9%
(内訳)	消防計画	12,909件	[17,004件] ・・・75.9%
	予防規程	3,815件	[3,979件] ・・・95.9%
	防災規程	155件	[155件] ・・・100%
			{ } 内作成対象数に対する作成数の割合

3 今後の対応

対策計画届出率は80.7%に達しており、東南海・南海地震対策への事業者の取り組みも相当進んできています。しかし、作成対象施設等のうち、劇場・百貨店等、複合用途、鉱山、道路、電気事業においては届出率が25%～77%と低く、本来届出率は100%とする必要があることから、引き続き対策計画作成の推進を図るため、今後とも各都府県、消防本部等を通じて作成を強く働きかけていきます。

【参考】対策計画を作成すべき者の存する地域

推進地域として指定した21都府県506市町村のうち、東南海・南海地震防災対策基本計画で定める対策計画を作成すべき者の存する地域を含むのは、16都府県200市町村が該当します。(平成17年4月1日現在)

〔対象都府県〕

東京都、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県